第百三十八号

令和二年

十月二十二日 木

曜 日

腐 蛆病 病の種類 家畜伝染 種類 家畜の 蜜蜂 患畜 の区分 患畜又は 疑似患畜 発生群数 群 発生場所 南アルプス市 令和二年九月二十九日 発生年月日

目 次

○道路の区域変更(二件)…………… 示 五三二 五三二 五三 五三

選挙管理委員会

公安委員会 五四

○政治団体の名称等の届出……………………………………………………………五三八

五四三

五四三

示

告

山梨県告示第二百七十九号

次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、

令和二年十月二十二日

山梨県知事 長 崎

幸 太

郎

山梨県告示第二百八十号

区域を次のとおり指定する。 第四条第一項の規定により、腐蛆病のまん延を防止するため、蜜蜂等の移動を禁止する 山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則 (昭和三十一年山梨県規則第五十二号)

令和二年十月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

指定区域

域に限る。)及び同市下今井(南原の地域に限る。) 乙房、村中及び田福の地域に限る。)、同市西八幡(左宮寺、馬の口、松原、大河原、 本瀬久保、金山、梅の木、施餓鬼田、高儘、五本松、柳原、 前、西裏、子新田、下河原及び中河原の地域に限る。)、同市篠原(桑原、山宮司、 市竜王(瀬、輿石、刑部塚、判家塚、西河原、瀬間分、新堰下、十蔵窪、東裏、宮の 岡の地域に限る。)、同市在家塚(北河原及び芝原の地域に限る。)及び同市百々 限る。)、同市上今諏訪(秋宮、御勅使先、中河原、北原、堀上、後畑、堰丘及び今 西和田、東和田、切付、東原、道下、観音堂、横堀、西原、宮ノ西及び明躰の地域に 下、村中、村上及び一番下の地域に限る。)、同市西野(道上、小森、柳原、西北原、 台の地域に限る。)、同市上高砂(二番下、三番下、三番下続、四番下、七番下、村 屋敷、居村、家西、前畑、前林、西林、立石、西ノ神、権現ノ上、小泉、石橋及び舞 ノ川、神戸、侭下、馬ノ甫、仲田、山東、三ノ割、横堰下、四ケ村堰下、 (下引草、下原、神明、東畑、竹ノ内、天神前及び南原の地域に限る。) 並びに甲斐 南アルプス市徳永、同市下高砂、 同市榎原、 同市上八田、同市野牛島(宮ノ前、 御林尻及び上川除附の地 田尻、新見

二 指定家畜の種類 指定区域で飼育されている蜜蜂

三 指定の概要

指定の期間 令和! 一年九月二十九日から当分の間

をしてはならない。 家畜保健衛生所長の指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動 その他必要な事項 指定家畜及び腐蛆病の病原体を広げる恐れのある物品は、西部

Щ

Щ

梨県公

山梨県告示第二百八十一号

次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、

令和二年十月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

ヨーネ病 牛 患畜 三 北杜市	病の種類 種類 患畜の区分 頭数 発生場所家畜伝染 家畜の 患畜又は疑似 発生
	場所 発生年月日

山梨県告示第二百八十二号

次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、

令和二年十月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

ヨーネ病 牛 患畜	病の種類種類患畜
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	の区分
	頭数
富士河口湖町	発生場所
令和二年十月十四日	発生年月日

山梨県告示第二百八十三号

年十月十五日楯無堰土地改良区の定款の一部変更を認可した。土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、令和二

令和二年十月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県告示第二百八十四号

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

令和二年十月二十二日所峡北支所において、この告示の日から令和二年十一月十二日まで一般の縦覧に供する。

山梨県知事 長 崎 幸 太

郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甘利山公園線
- 三 道路の区域

八 五 ·	九:三~	新	先まで
			韮崎市旭町上條北割字桜木二〇〇三番一地
	一九· 五		先から
八五・〇	九・七~	旧	韮崎市旭町上條北割字桜木二〇〇六番三地
(メートル)	(メートル)	の旧別新	区間

山梨県告示第二百八十五号

設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和二年十一月十二日まで設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和二年十一月十二日まで路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

令和二年十月二十二日一般の縦覧に供する。

一 道路の種類 県道

山梨県知事

長

崎

幸

太

郎

一 路線名 大月上野原線

三 道路の区域

上野原市上野原字新田倉三〇九八番二地先 旧 一〇:二~ の別 (メートル) 旧新 敷地の幅員
_ 1 の

まで 新 | 二六・〇~ | 一七七・〇

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請

ンターに備え置いて縦覧に供する。り特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報と特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとお

令和二年十月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

申請のあった年月日 令和二年十月十二日

びにその定款に記載された目的

一 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並

- 1 名称 特定非営利活動法人健康麻将kaiやまなし
- 2 代表者の氏名 長澤貴仁
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県南アルプス市桃園千六百六十番地三
- 寄与することを目的とする。 学習の一環として社会教育活動に貢献することで生き甲斐のある地域社会の構築に活動を行うとともに、交流を深めるためのコミュニケーションの場を創出し、生涯4 定款に記載された目的 この法人は、一般市民に対し、マージャンに関する教育4 定款に記載された目的 この法人は、一般市民に対し、マージャンに関する教育
- 三 縦覧期間 令和二年十月十五日から同年十一月十五日まで

大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出が

令和二年十月二十二日 公告し、及び縦覧に供する。

山梨県知事 長 崎 幸太郎

式会社 代表取締役 赤瀬康宏 兵庫県尼崎市塚口本町四丁目八番一号 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 グンゼ開発株

一 届出の概要

Щ

梨県公報

第百三十八号

令和二年十月二十二日

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 日向G・Price店 山梨県西八代郡市川

三郷町市川大門千三百八十四-一

2 変更した事項

表者の氏名 ① 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代

兵庫県尼崎市塚口本町四丁目八番一号代表取締役 赤木庸二グンゼ開発株式会社	変更前
兵庫県尼崎市塚口本町四丁目八番一号代表取締役 赤瀬康宏グンゼ開発株式会社	変更後

あっては代表者の氏名 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に

変更前	変更後
外一者	(株式会社ツルハ) 世二 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁 株式会社ツルハ

- 3 変更の年月日 平成二十五年二月一日外
- 一 届出年月日 令和二年十月七日

センター 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報

縦覧期間 この公告の日から令和三年二月二十二日まで

Ŧī.

兀

大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出が

令和二年十月二十二日

公告し、及び縦覧に供する。

山梨県知事 長 崎 幸太郎

届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 山梨交通株式

会社 代表取締役 雨宮正英 山梨県甲府市飯田三丁目二番三十四号

二 届出の概要

- 四千百九十九番外 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 韮崎本町商業施設 山梨県韮崎市本町三丁目
- 並びに法人にあっては代表者の氏名 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

変更前	変更後
北海道札幌市東区北二十四条東二十丁代表取締役(鶴羽順	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目代表取締役 八幡政浩 株式会社ツルハ

3 変更の年月日 令和二年八月十一日

一 届出年月日 令和二年十月七日

五 縦覧期間 この公告の日から令和三年二月二十二日まで

一般競争入札について

ものである。

ものである。

ものである。

ものである。

ものである。

ものである。

ものである。

ものである。

は、千九百九十四年四月十五日マラ次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラ次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラ

令和二年十月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一般競争入札に付する事項

- 調達をする物品等の名称及び数量
- 名称 プロジェクター
- □ 数量 八百四十三台
- 2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
- 3 納入期限 令和三年三月十九日

- 4 納入場所 知事が指定する場所
- 一 事務を担当する所属 山梨県出納局管理課
- を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。名停止等措置要領」(以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止の措置この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、
- 次のいずれにも該当しない者であること。
- のいずれかに該当する者(一のいずれかに該当する者)のいずれかに該当する者(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項各号)
- らり、いこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していないいこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していない』、地方自治法施行令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させな
- 号に該当する者を除く。) てその役員が暴力団員である者(地方自治法施行令第百六十七条の四第一項第三第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であっぽ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)
- パ者四、営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていな四、営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていな
- 営んでいない者
 「資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を
- を除く。)でないこと。ている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者にいる者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の申立てをして事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく更生手続開始の申立て又は2(会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は
- のいい。 ・ この公告に示した調達物品の規格(仕様)に合致した物品及び数量を確実に納入 3 この公告に示した調達物品の規格(仕様)に合致した物品及び数量を確実に納入
- でに所定の物品等競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上で添付書類いては、同告示の二の資格審査の申請の方法により、令和二年十一月二日(月)まに限る。)を有している者であること。なお、当該参加資格を有していない者につに限る。)を有している者であること。なお、当該参加資格を有していない者につに参加する者に必要な資格等(令和二年山梨県告示第八十号)に定める競争入札の4 令和二年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札

られた者であること。 とともに提出し、令和二年十一月十一日 (水)までに当該参加資格を有すると認め

兀

- 山梨県公式ウェブサイトからダウンロードすることもできる。 入札説明書の交付場所及び契約条項を示す場所等 次に掲げる場所で行うほか、
- 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課
- 2 一般競争入札の参加資格の確認 札の参加資格の確認を受けること。 入札説明書で定めるところにより、一般競争入
- 3 入札及び開札の日時及び場所
- 令和二年十一月十六日(月)午前十時
- 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館一階 出納局入札·
- 入札の無効
 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。
- 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
- 第百八条の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないと 山梨県財務規則 (昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)
- 四 入札書の金額、 氏名、 印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難
- に違反したとき。 一から四までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件
- 範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。 落札者の決定方法 規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の

Ħ.

- 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
- 言語 日本語
- 通貨 日本国通貨
- 2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納 めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免
- 3 めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納
- 契約の締結

Щ

梨県公

報

第百三十八号

令和二年十月二十二日

- 例第十三号)に定める山梨県議会の議決に付す必要のある契約に該当する場合 決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和三十九年山梨県条 落札の日から七日以内に締結する。ただし、この公告に係る契約が、議会の議 議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものと
- 害賠償の責めを負わないものとする。 受けたときは、この契約を解除するものとする。この場合において、山梨県は損 いずれかを満たさなくなったとき又は指名停止措置要領に基づく指名停止措置を ○ただし書の場合において、落札者が本契約成立までの間に三に掲げる要件の
- 違約金の有無

5 6

- 最低制限価格の有無 無
- 前払金の有無
- その他
- 詳細は、入札説明書による。
- 問合せ先 山梨県出納局管理課 (電話〇五五-111111-1三九五)

Summary

*

- Nature and quantity of the products to be procured: Projector (843)
- Date and time for tender: 10:00AM November 16, 2020
- Japan TEL 055-223-1395 Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Bureau in charge: Management Division, Treasury Bureau, Yamanashi

一般競争入札について

ものである。 関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係る れた政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に ケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成さ 次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラ

令和二年十月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一般競争入札に付する事項
- 調達をする物品等の名称及び数量
- (二) (一) 名称 医療コンテナ

- 2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
- 3 納入期限 令和三年三月三十一日
- 4 納入場所 知事が指定する場所
- 二 事務を担当する所属 山梨県出納局管理課
- を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。名停止等措置要領」(以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止の措置この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、
- 1 次のいずれにも該当しない者であること。
- のいずれかに該当する者

 のいずれかに該当する者

 中本のの第十六号)第百六十七条の四第一項各号
- ものいこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していないいこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していない口(地方自治法施行令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させな
- 号に該当する者を除く。)てその役員が暴力団員である者(地方自治法施行令第百六十七条の四第一項第三第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であっ年)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)
- い者 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていな
- 営んでいない者
 「資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を
- を除く。)でないこと。 ている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てをして 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は
- ること。を速やかに提供できることを入札説明書で定めるところにより明らかにした者であを速やかに提供できること、かつ、調達物品に係るアフターサービス及びメンテナンス3.この公告に示した調達物品の規格(仕様)に合致した物品及び数量を確実に納入
- なお、当該参加資格を有していない者については、同告示の二の資格審査の申請の参加資格(「医療器械」の購入に係るものに限る。)を有している者であること。に参加する者に必要な資格等(令和二年山梨県告示第八十号)に定める競争入札の* 令和二年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札

(水)までに当該参加資格を有すると認められた者であること。申請書に必要事項を記入した上で添付書類とともに提出し、令和二年十一月十一日方法により、令和二年十一月二日(月)までに所定の物品等競争入札参加資格審査

四 入札手続等

山梨県公式ウェブサイトからダウンロードすることもできる。1(入札説明書の交付場所及び契約条項を示す場所等)次に掲げる場所で行うほか、

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課

- 札の参加資格の確認を受けること。
 一般競争入札の参加資格の確認
 入札説明書で定めるところにより、一般競争入
- 3 入札及び開札の日時及び場所
- 日時 令和二年十一月十六日(月)午前十時三十分
- 入札の無効
 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。
- 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- 二 この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
- 第百八条の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないと巨。山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)
- に違反したとき。
 田 一から四までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件
- 範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。 5 落札者の決定方法 規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の
- 五 その他
- 1 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
- (一) 言語 日本語
- □ 通貨 日本国通貨
- 除する。めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免2.入札保証金.入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納
- ジャラッめなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免る契約保証金を納る契約保証金を納る契約保証金を納る契約保証金を納る。

4

- 例第十三号)に定める山梨県議会の議決に付す必要のある契約に該当する場合 は、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものと 決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和三十九年山梨県条 落札の日から七日以内に締結する。ただし、この公告に係る契約が、議会の議
- 害賠償の責めを負わないものとする。 受けたときは、この契約を解除するものとする。この場合において、山梨県は損 いずれかを満たさなくなったとき又は指名停止措置要領に基づく指名停止措置を 一ただし書の場合において、落札者が本契約成立までの間に三に掲げる要件の
- 5 違約金の有無 有
- 最低制限価格の有無

6

- 7 前払金の有無
- 8
- 詳細は、入札説明書による。
- 問合せ先 山梨県出納局管理課(電話〇五五-二二三-一三九五)

Summary

- Nature and quantity of the products to be procured: Mobile clinic (1)
- Date and time for tender: 10:30AM November 16, 2020
- Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1395 Bureau in charge: Management Division, Treasury Bureau, Yamanashi

一般競争入札について

関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係る れた政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に ケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成さ 次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラ

令和二年十月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一般競争入札に付する事項

- 1 調達をする物品等の名称及び数量
- 医療コンテナ(CT搭載
- Щ 梨県公 報

- 2 調達をする物品等の仕様等
 入札説明書で定める内容等であること。
- 納入期限 令和三年三月三十一日
- 納入場所 知事が指定する場所
- 事務を担当する所属 山梨県出納局管理課
- この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指 を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。 名停止等措置要領」(以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止の措置 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、
- 次のいずれにも該当しない者であること。
- のいずれかに該当する者 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項各号
- いこととされた者であって、 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させな 同項の規定により定められた期間を経過していない
- 号に該当する者を除く。 第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であっ てその役員が暴力団員である者(地方自治法施行令第百六十七条の四第一項第三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)
- 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていな
- 営んでいない者 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を
- を除く。)でないこと。 ている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てをし 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は
- 3 この公告に示した調達物品の規格(仕様)に合致した物品及び数量を確実に納入 を速やかに提供できることを入札説明書で定めるところにより明らかにした者であ することができること、かつ、調達物品に係るアフターサービス及びメンテナンス
- に参加する者に必要な資格等(令和二年山梨県告示第八十号)に定める競争入札の 令和二年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札 (「医療器械」の購入に係るものに限る。)を有している者であること。

山

申請書に必要事項を記入した上で添付書類とともに提出し、令和二年十一月十一日 方法により、 (水)までに当該参加資格を有すると認められた者であること。 当該参加資格を有していない者については、同告示の二の資格審査の申請の 令和二年十一月二日 (月) までに所定の物品等競争入札参加資格審査

兀

- 山梨県公式ウェブサイトからダウンロードすることもできる。 入札説明書の交付場所及び契約条項を示す場所等 次に掲げる場所で行うほか、
- 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課
- 2 一般競争入札の参加資格の確認 札の参加資格の確認を受けること。 入札説明書で定めるところにより、一般競争入
- 3 入札及び開札の日時及び場所
- 日時 令和二年十一月十六日(月)午前十一時
- 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館一階 出納局入札室
- 4 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。
- 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
- 第百八条の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないと 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)
- いとき。 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難
- に違反したとき。 一から四までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件
- 5 範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。 落札者の決定方法 規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の

Ħ. その他

- 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
- 言語 日本語
- 通貨 日本国通貨
- 2 めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納
- 3 めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納

除する。

- 4 契約の締結
- 例第十三号)に定める山梨県議会の議決に付す必要のある契約に該当する場合 決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和三十九年山梨県条 落札の日から七日以内に締結する。ただし、この公告に係る契約が、議会の議 議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものと
- 受けたときは、この契約を解除するものとする。この場合において、山梨県は損 害賠償の責めを負わないものとする。 いずれかを満たさなくなったとき又は指名停止措置要領に基づく指名停止措置を ○ただし書の場合において、落札者が本契約成立までの間に三に掲げる要件の
- 違約金の有無 有
- 最低制限価格の有無 無

6

- 7 前払金の有無
- その他
- 8
- 問合せ先 詳細は、入札説明書による。 山梨県出納局管理課 (電話〇五五-1111111-一三九五
- * Summary
- 1 Nature and quantity of the products to be procured: Mobile clinic with CT scanner (1)
- Date and time for tender: 11:00AM November 16, 2020
- ယ Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Bureau in charge: Management Division, Treasury Bureau, Yamanashi

Japan TEL 055-223-1395

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第四十号

第一項及び第十九条第二項の規定による届出が次のとおりあった。 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項、 第七条、 第十七条

令和二年十月二十二日

山梨県選挙管理委員会

員 長 中 込 ま さ

ゑ

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届

政党の支部

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
第一総支部	宮澤由佳	宮澤 紀夫	甲府市上今井町八〇二-五	十九日 十九日 一十	十九日
その他の政治団体					
名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
住みやすい町づくりの会	堀 内 美 富	堀内美富	富士吉田市新屋一七五七	令和二年九月十 今	日
輿援会	島猛志	小林雄一	北杜市高根町村山北割二二八九-三	9年 1年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年	四日二年九月十
自衛隊を支援する山梨政治連盟	齋 藤 公 夫	五十嵐武馬	甲府市徳行五-四-八	十二日 中八月二 -	六日 二年九月十
日本共産党渡辺まさひで後援会	渡辺俊一	望月一三	笛吹市八代町高家三九一 - 一	令和二年九月二 会	七日二年九月十
渡辺えいこ後援会	渡 辺 英 子	渡辺和寛	北杜市高根町箕輪一三八九	八日 令和二年九月十 ○	八日 年九月十
山田こうじ後援会	山田宏司	山田宏司	笛吹市石和町唐柏二三九	五日 年九月十 今	十五日
中込恵子後援会	中込孝	中込孝	南アルプス市西野二三四〇-五	十九日 十九日 一十	十九日
渡辺まさよし後援会	渡辺功	藤江栄一	南都留郡西桂町小沼一三三五	十九日 中九月二 今	日和二年十月一
山梨県神谷まさゆき後援会	内藤貴夫	植松俊彦	甲府市富士見一-二-四	10000000000000000000000000000000000000	日
飯野たえ子後援会	荻 野 市 雄	飯野猛男	南アルプス市藤田三六九	10000000000000000000000000000000000000	日 年十月六
総友会後援会	田中総明	田中彩織	南アルプス市山寺一二一二		日 年十月八
政治資金規正法第七条による届出	届出事項の異動届				

山梨県公報

第百三十八号 令和二年十月二十二日

区分

名

称

代表者

氏 名

会計責任者氏名

主たる事務所の所在地

異動年月日

届出年月日

山 梨 県 公 報 第百三十八号 令和二年十月二十二日

旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新
復当にくとをランスを	書を表えていた。	3 木 子 代 子 後 接 会	ヒナーザーを受え	の誇りをつなぐ会	村松みちおと南アルプス市	村日ブを支持でるブ和会	妥用ファを受けるフロマ	不 斯 雪長	
		深澤眞一	斉 藤 純 治	小林韶夫	小林正毅			古矢幸元	河西博
輿 石 君 夫	渡辺和寛	照井勝也	斉 藤 純 治			小野毅	廣瀬洋子	河西博	小野外記
=	令	+	令	+	令	+	令	八	令
	二令和四日年 九月 十五和二年 九月		日	令和二年九月	H	令和二年九月			
	令和二年九月	十 五 日	—— 令 和		令和二年九月		令和二年九月		令和二年九月

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
第一総支部立憲民主党山梨県参議院選挙区	宮澤由佳	宮澤 紀 夫	甲府市上今井町八〇二-五	四日 令和二年九月十	四日年九月十
国民民主党山梨県総支部連合会	望月利樹	田中甲子男	甲府市相生一-一一二一	一 日 令和二年九月十	五日令和二年九月十
国民民主党山梨県第一区総支部	佐藤茂樹	横山洋介	甲府市相生一-一-二一 清田ビル三階	一 一 日 二 年 九 月 十	五日一年九月十
国民民主党山梨県第二区総支部	望月利樹	田中甲子男	甲府市相生一-一-二一 清田ビル三階	一日 令和二年九月十	五日二年九月十
立憲民主党山梨県連合	宮澤由佳	古屋雅夫	甲府市丸の内三-九-七	四日 年九月十	六日

政治資金規正法第十九条第二項による届出
資金管理団体指定届

渡辺英	氏
子	名
市長	公職の種類
渡辺えいこ後援会	資金管理団体の名称
北杜市高根町箕輪一三八九	主たる事務所の所在地
渡辺英子	代表者氏名
十八日 令和二年九月	指定年月日
十八日 令和二年九月	届出年月日

公安委員会

山梨県公安委員会告示第百十二号

委員会規則第七号)第四条の規定により告示する。 日から施行することとしたので、 員会告示第十六号)の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された 信号機の設置、車両の通行禁止、 山梨県道路交通法施行細則 制限その他の交通規制 (昭和四十九年山梨県公安委 (昭和三十五年山梨県公安

令和二年十月二十二日

別表第一

中

山梨県公安委員会

員 長 石 Ш

恵

を

<u>=</u> 七 ス中央線と市道との十一先(主要地方道韮崎市旭町上條北割五 点ス 十字路交差 一字路交差 一字路交差 学甘 路利 1小学校 通 告令 1示第六八号·和元年一○□ 月 四 \exists

を

八 七 線と市道との十字路空番地先(主要地方道芸華崎市穂坂町宮久保一 点) 一先(主要地方道韮崎南アルプー先(主要地方道韮崎南アルプ 主崎市旭町上條北割五〇八番地 交差点) 蔝六 学甘 路利 入地上 口区ノ 工業団は 小学校 地坂 通 告令 告令 1示第六八号·和元年一○1 宗和二年 二〇 号月 月 四 \exists \exists

に

九八 十字路交差が一、七六四 |黒澤 告平

を

点) 予料で

> □示第一五七号→成二九年一二□ 一月七

 \exists

-黒澤 告示第一五十 七号--

一月七日

九八

三六六

十字路交差点) 十字路交差点) 六九号線と町道四六六号線と町道四六六号線と町道四十六号線と町道四中巨摩郡昭和町西条五、二二三中巨摩郡昭和町西条五、二二三

南甲

府

昭

和

高 校

告示第一〇七号平成一八年一〇月一

六日

九九 市地との工作を対して、主要の工作を対して、主要の工作を対しています。 の丁字路交差点)主要地方道韮崎増明野町上手五、四 増四二 盟烈と番

> 告令和 第二年 =0 号月 \equiv

> > 日

谷井

三六六 |士の十字路交差| |西条五、〇三六 南甲 -府昭 和高校 告示第二年

一年

二〇号月

日

に、

三四 の交差点) の交差点) 旦一三九号と市営工暮地一丁目一八 道八 と番 寿団 地 入口 第告平 二六 号 五 ٠ 五.

を

四 の 交差点 (国本 国市上 旦一三九号と市営上暮地一丁目一点 道八 と番 ター入口 コートイン 告 令 和 二 年 _0 号月 日

に改める。

別表第五の五〇三の項の次に次のように加える。

五〇六	五 〇 五	五 〇 四
道〇国 号道 側二	道〇国 号道 側二	道〇国 号道 側二
交差点) (国道二〇号上り線 一会に、 一名に、 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。	との十字路交差点) ○ 三番地一先 (国道二〇三番地一先 (国道二笛吹市一宮町地蔵堂二	の丁字路交差点) 一〇番地先(国道二〇 号下り線側道と市道と 号下り線側道と市道と
る西 車進 両す	る西 車進 両す	る東 車進 両
 終 日	終日	終日
笛吹	笛吹	笛吹
号告示第一二二	号告月令和二年一〇 第二二日 二二二二	号告月令和二年一〇 第二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二

Щ 梨 県 公

別表第七の一一三の項の次に次のように加える。

四四
道〇国 号道 側二
との十字路交差点)○三番地一先(国道二○三番地一先(国道二笛吹市一宮町地蔵堂二
る西 車進 両
終日
笛吹
号告示第一二二 令和二年一 二二日

別表第十の四、二七三の項を次のように改める。

別表第十の五、六一九の項の次に次のように加える。

告示第一二号二二日	吉富田士	_	一先二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	市道	五、六二二	五.
告示第一二号 二二日 一二月	笛吹	_	地二一五先 地二一五先	市道	六二二	五、
告示第一二号 二二日 一二月	韮崎	_	番地先	市道	五、六二〇	五.

別表第十四の一、七六六の項の次に次のように加える。

六一、八七	六一、 七 七
方主 道要 都地	市道
松平バス停留所東都留市大野地内(電士吉田市上吉田 電士吉田市上吉田市新屋一 大川三六番地先(下九三六番地先(下九三六番地先(下九三六番地先(で差点)から で差点)までの両 での両
1,1100	1, 1110
原車付、() 除②け原車 く③ん付両 °を引、(
五. 〇	四 〇
大月	吉富田士
一令 〇和 月二 二年	一告二一令 二示日〇和 号第 月二 一 二年

線留道志 での両側というでの両側というでの両側というでは、道志村地内(道坂下の一角)を開かる。

を①け 除②ん く③引	
一三二 二二 号第 一	

別表第十六の一一、 六二七の項及び一一、 六二八の項を次のように改める。

_		
	一一、六二八	一一、六二七
	削除	削除
	韮崎	韮崎
	告示第一一二号 二二日 一二月 一二月	告示第一一二号 二二日 ○月

別表第十六の一二、〇〇〇の項を次のように改める。

別表第十六の一二、〇四四の項の次に次のように加える。

告示第一一二号 二二日 一二号	田富士吉	南進車両) 大線と町道との十字路交差点・ 中継型では、県道富士河口湖富 南都留郡富士河口湖町船津三七	町道	二、〇四八
告示第一一二号 告示第一一二号	田富士吉	両) では、	町道	二、〇四七
告示第一一二号 二二日 令和二年一〇月	田富士吉	・南進車両) ・南進車両) ・南進車両) ・南進車両)	市道	11、0四六
告示第一一二号 二二日 令和二年一〇月	笛吹	字路交差点・西進車両) 二〇号上り線側道と市道との丁 宮吹市一宮町石八番地先(国道	道〇国 号道 側二	二、〇四五

別表第十七の一、 四〇六の項の次に次のように加える。

一、四〇七
市道
の十字路交差点 雷士吉田市竜ケ
五〇
車両
終日
吉富田士
告二一令 示日〇和 第 月二 一 二年

梨 県 公 報 第百三十八号

令和二年十月二十二日

Щ

別表第三十三の一 九七 四 四 兀 〇九 〇八 町 道 市道 市道 町 道 九七の項を次のように改める。 先中巨摩郡昭和町西条五、 で字(目田点士四丘富 の路市五市)の号二士 両交道番緑か丁先「吉 側差同一ヶら字、目田 点士三丘富路市八市 の号一士交道電 ま十先丁吉差同二ヶ 側差道士先船郡点津一口南 点と河(津富)小番湖都 点と河(県九士か学地町留 ま十湖道七河ら校一船郡 で字線鳴田田南西先津富 の路と沢番畑の着と八番田田本 両交町富地町留差船九河 九三〇 $\overline{\bigcirc}$ 五. 〇三六番地 八〇 車 車 車 亩 両 両 几 終日 終日 終日 告示第一二号 二日 二日 一月 吉富田士 吉富 田士 吉富田士 一告二一令 二示日○和 号第 月二 一 二年 一告二一令 二示日○和 号第 月二 一 二年 一告二一令 二示日○和 号第 月二 一 二年 一二号 〇月

落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。 なお、 この公告は、 千九百九十四年四 月十五日マラケ

> する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るも た政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関 シュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成され のである。

令和二年十月二十二日

梨県警察本部長 大 窪 彦

- 落札に係る借入物品等の名称及び数量 IC免許証申請者用確認端末
- 契約に関する事務を担当する所属
- 名称 山梨県警察本部交通部運転免許課
- 所在地 山梨県南アルプス市下高砂八百二 一十五番地

 (\Box)

落札者を決定した日 令和二年十月二日

落札者

名称 NTT・TCリース株式会社

住所 東京都港区港南一丁目二番七十号

Ŧī. 落札金額 三千六百三十万円

七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 契約の相手方を決定した手続 般競争入札 第百六十七条の六第一項の規定に

よる公告を行った日 令和二年八月二十日

7 他

山梨県内水面漁場管理委員会指示第三号

規定により、 漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項及び第百三十条第四 水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

項

令和二年十月二十二日

山梨県内水面漁場管理委員会

長 宮 崎

場所に再放流する場合並びに公的研究機関が試験研究の用に供するために放流する場 当該漁業権に基づいて放流する場合、捕獲したイワナ、ヤマメ又はアマゴを捕獲した じ。)を放流しようとする者は、山梨県内水面漁場管理委員会の承認を受けなければ ならない。ただし、イワナ、ヤマメ又はアマゴについて漁業権免許を受けている者が 指示の内容 山梨県内において、 イワナ、 ヤマメ又はアマゴ(卵を含む。以下同

示の区域 山梨県内の公共用水面

合は、この限りでない。

発行者 山 梨 県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 ㈱サンニチ印刷	三 指示の期間 令和二年十月二十七日から令和四年十月二十六日まで	山 梨 県 公 報 第百三十八号 令和二年十月二十二日
甲府市北口二丁目六番		五四四